

要望要旨

平素は、桑名市政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、平成16年12月の新桑名市の誕生以降、「水と緑と歴史が育む豊かな快適交流文化都市～住み良さ日本一をめざして～」を将来像とする「桑名市総合計画」を策定し、魅力あふれる自立したまちづくりを進めています。

さて、本年3月に発生した東日本大震災は未曾有の大災害で、広範囲に甚大な被害をもたらしました。その復興には、長い時間と莫大な費用を要する状況であり、改めて総合的な防災対策の重要性を認識し、防災体制の充実・強化に取り組んでいかなければならないと考えています。

また、国と地方における財政状況は、景気後退による税収の減少に加え、厳しい雇用環境、少子化対策や高齢化対策に伴う社会保障関係費などの義務的経費の増大により、今後もより一層厳しさを増すものと見込まれております。

このように大変厳しい社会経済情勢ではありますが、市民に最も身近な基礎自治体として、これまで以上に創意工夫を重ね、個性や地域の特性を生かしながら、安全・安心、豊かさを実感できるまちづくりに努めてまいります。

つきましては、三重県の平成24年度予算編成に際しまして、諸施策に関する下記項目について、格別のご配慮を賜りますよう要望いたします。

要望項目（※カッコ内は要望先所管名）

ページ

- | | |
|---|-----|
| 1 防災・防犯対策の充実について | 1~2 |
| (1) 海岸堤防の耐震対策について（県土整備部） | |
| (2) 原子力発電所のさらなる安全性の確保について（防災危機管理部） | |
| (3) 広域避難施設の建設について（防災危機管理部） | |
| (4) 防災公園の整備について（県土整備部） | |
| (5) 高速道路へ一時的に避難できる場所（施設）の設置について（県土整備部） | |
| 2 環境施策の充実について | 3 |
| (1) 中部国際空港騒音問題について（環境森林部） | |
| (2) 桑名市五反田源十郎新田地内の油滲出事案について（環境森林部） | |
| (3) 農地・水・環境保全対策について（農水商工部） | |
| 3 福祉施策・地域医療の充実について | 4~6 |
| (1) がん検診受診率向上への財政的支援について（健康福祉部） | |
| (2) 地方独立行政法人の非課税措置について（健康福祉部） | |
| (3) 医療施設耐震化への財政措置について（健康福祉部） | |
| (4) 桑名市が設置する「桑名市在宅医療及びケア研究会」に係る経費の負担について（健康福祉部） | |
| (5) 障害児保育補助金について（健康福祉部） | |
| (6) 乳幼児医療費の補助対象年齢の拡大と県内統一の現物給付方式の導入について（健康福祉部） | |
| 4 教育施策の充実について | 7~8 |
| (1) 教職員組織の充実について（教育委員会事務局） | |
| (2) 文化財の保護・保存・継承等への支援について（教育委員会事務局） | |

- (3) 学校の防災拠点化への支援について (教育委員会事務局)
- (4) 「持続可能な人権教育のための調査研究事業」の継続について (教育委員会事務局)

5 産業振興施策の充実について 9~10

- (1) 多度力尾地区への企業誘致の推進について (農水商工部)
- (2) 広域観光の推進・PRについて (観光局)
- (3) ハマグリの密漁対策について (農水商工部)
- (4) 木曾川におけるシジミ漁業調整について (農水商工部)

6 幹線道路網の整備について 11

- (1) 都市計画道路桑部播磨線の整備について (県土整備部)
- (2) 伊勢大橋架替事業の促進について (県土整備部)
- (3) 道路ネットワークの整備について (県土整備部)

7 地域整備の促進について 12

- (1) 河川事業等の整備促進について (県土整備部)
- (2) 北勢流域下水道施設 (浄化センター等) の耐震化について (県土整備部)

8 公共交通対策について 13~14

- (1) 北勢線活性化事業について (政策部)
- (2) 養老線活性化事業について (政策部)
- (3) 市町村自主運行バス補助事業の継続について (政策部)

9 人権施策の充実について 15

- (1) 住宅新築資金等貸付事業に係る特定助成事業費等の継続について (県土整備部)

1. 防災・防犯対策の充実について

要望所管先: 県土整備部、防災危機管理部

(1) 海岸堤防の耐震対策について

長島地域は、伊勢湾台風において堤防が決壊し、全町が浸水した経緯があります。平成14年度には東海地震の地震防災対策強化地域に指定されており、平成17年度に県の行った耐震調査によれば地震時の液状化に伴う堤防沈下等の危険性が高く、東日本大震災により住民の不安は増大しています。

また、城南海岸堤防は、平成17年度に国土交通省の高潮対策委員会で示されたとおり、伊勢湾台風直後に整備された古い堤防で耐震対策がなされておらず、東海・東南海・南海地震による津波被害が予測され、東日本大震災により住民の不安は増大しています。

つきましては、長島海岸堤防の早期完成及び城南海岸堤防の早期着手を要望いたします。

(2) 原子力発電所のさらなる安全性の確保について

東日本大震災とそれに伴う津波により、東京電力福島第一原子力発電所は甚大な被害を受け、放射性物質が漏えいいたしました。

本市から半径150km圏内にある原子力発電所は、敦賀、美浜、大飯、高浜、先日停止となった浜岡の5箇所が位置します。

地震、津波、テロといった外的事象によります万が一の事故で最悪の事態を考えますと、広範囲の市町村で汚染の可能性があり原子力発電所に対しては安全性の確保が課題となっています。

つきましては、現在停止中の原子力発電所の運転再開について、国、関係機関に対するさらなる安全性の確保を要望いたします。

(3) 広域避難施設の建設について

本市は、東海地震の地震防災対策強化地域及び東海・東南海地震の地震防災対策推進地域に指定されています。また、広い範囲の海拔ゼロメートル地域を有しており、木曾三川と員弁川(町屋川)など浸水災害の要因となる河川があり、河川氾濫などの災害に対して市民の避難場所が重要な課題となっています。

地震や台風などの災害に備えるため、近隣の木曾岬町を含めた住民、帰宅困難者となる市内の観光客や電車の乗客などを収容することができる広域的な避難施設が必要です。

つきましては、広域避難に対応できる避難所施設の建設を要望いたします。

(4) 防災公園の整備について

近い将来、発生が予想されている「東海・東南海・南海地震」がもたらす津波被害や液状化、また、台風による高潮被害や大雨による洪水災害などが危惧されています。

本市は、桑名地域の東部及び城南地区、長島地域など海拔ゼロメートル地域を有しており、木曾三川や員弁川(町屋川)など、浸水災害の要因となる河川があり、河川氾濫などの災害に対する市民の避難所となる防災公園の整備が課題となっています。

つきましては、国又は県が施設管理を行う防災公園の施設整備を要望いたします。特に、輪中で

ある長島地域は、避難経路及び輸送経路が寸断されることが想定されることから、強く要望いたします。

(5) 高速道路へ一時的に避難できる場所（施設）の設置について

東日本大震災では、津波から逃れるために高速道路に避難し、難を逃れたという事例がありました。

高速道路は、地面よりも高い位置に建設されていることから、地震による津波から避難するには好都合の避難場所であると考えます。

しかし、高速道路は、自動車専用道路の指定を受けていて、道路法により高速道路内に進入することはできない状況にあります。

つきましては、地震による津波に備えるために、地域貢献、人道的支援の観点から緊急の避難場所として、高速道路内に一時的に避難することができる場所（施設）の設置を要望いたします。

また、市として国にも要望していきたいと考えていますので、県としての国への働きかけを強く要望いたします。

2. 環境施策の充実について

要望所管先:環境森林部、農水商工部

(1) 中部国際空港騒音問題について

航空機騒音について、昨今の社会状況の悪化等による国内線の便数が減少傾向のなか、南向き運用時の夜間9時以降で天候の状況や気圧の変化などにより、航空機の類型当てはめ地域以外からも未だに騒音の苦情が寄せられます。

平成20年4月には「中部国際空港二本目滑走路建設促進期成同盟会」が発足され、セントレア2009経営計画においても、第二滑走路の実現による完全24時間化、それに伴う需要の拡大の取り組みの強化などが掲げられています。本市においては、風向き等の特定の条件のときに航空機騒音の集中や、深夜早朝時間帯の影響が考えられますことから強い危機感をもっており、県と協同歩調をとって対処していきたいと考えております。

つきましては、次の項目について要望いたします。

- ① 県下有数の人口が密集した地域であることを十分認識していただき、今後も継続した環境監視活動の実施
- ② 他空港の事例など、早期の情報収集及びその提供、意見聴取等が必要と考えていますので隣接する関係市町を含めた組織的な取り組みの検討
- ③ 航空機騒音の類型当てはめが施行されました地域はもとより、他地域においても「航空機騒音に係る環境基準」に準拠した測定

(2) 桑名市五反田源十郎新田地内の油滲出事案について

平成22年12月6日、桑名市五反田源十郎新田地内（員弁川と藤川の合流地点付近）の地中から高濃度のポリ塩化ビフェニル（PCB）が検出されました。その後、早急なる対策を県に要望し、現在まで汚染範囲特定のためのボーリング調査や学識経験者による協議、油滲出を防ぐ鋼矢板の設置工事、県水の使用料の増加分に伴う使用料金の免除などの対策について進めています。

員弁川流域は市内有数の農業振興地域であり、油滲出箇所より下流に設置された5箇所の取水施設から取水し、かんがい用水に利用していることや河口域には、海苔養殖や採貝漁を行う漁場があることなど本市の農業及び水産業において重要な河川です。

つきましては、次の項目について要望いたします。

- ① 水道水の水源の確保及び員弁川流域における農業・漁業生産物の安全性確保のために、早急に汚染物質の早期全量撤去
- ② 管理・監視体制の一層の強化

(3) 農地・水・環境保全対策について

農地・水・環境保全向上対策「共同活動支援交付金」については、平成19年度から5年間の対策として、農地・農業用水等の資源を保全するための地域ぐるみでの共同活動への支援（共同活動支援）と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動への支援（営農活動支援）を一体的に実施してきました。

つきましては、平成23年度が最終年度となりますことから、さらなる継続を要望いたします。

3. 福祉施策・地域医療の充実について

要望所管先:健康福祉部

(1) がん検診受診率向上への財政的支援について

平成19年に閣議決定された「がん対策推進基本計画」では、がん早期発見の重要性の観点から、がん検診の受診率を5年以内に50%とすることが目標とされ、本市もそれに向けての事業推進に積極的に取り組んでいるところであります。

つきましては、本年度は、女性特有のがん検診と大腸がん検診に対して、事業費の1/2の国庫補助金が予定されているところであります。がんの早期発見と正しい健康意識の普及啓発や検診の受診促進を図るため、がん検診の県費補助及び国庫補助の継続実施に関し、次のとおり要望いたします。

- ① 市が実施するがん検診に対して、老人保健法の保健事業で実施されていたような国及び県の支援（補助率各1/3）を実施すること。
- ② 現在、女性特有のがん検診と大腸がん検診に対して、国から応分の財政的支援を受けていますが、引き続き継続した支援が受けられるよう国に要望すること。
- ③ がん検診の受診促進を図ることで医療費の削減や健康寿命の延伸等、その効果を国・県レベルで検証し、分かりやすい形で情報提供すること。

(2) 地方独立行政法人の非課税措置について

地方独立行政法人は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地から、その地域において確実に実施しなければならない必要な事務及び事業を行う法人であります。また、移行型地方独立行政法人として、その成立の日の前日において現に地方公共団体が行っている業務に相当する業務のみを、当該成立の日以後引き続き行う法人は、地方税法で非課税地方独立行政法人と位置付けられています。

平成22年度税制改正において、設立団体から承継した業務を行う移行型地方独立行政法人に限定されていた非課税措置が、新設型地方独立行政法人にも拡充されましたが、この措置は地方独立行政法人の公共性及び公益性を踏まえた措置であり、地方独立行政法人全体について非課税措置を講じることが適当であると判断され、必要最小限の措置として改正されたものであります。

本市の地方独立行政法人桑名市民病院は、平成21年10月1日に設立され、また、同日に民間病院との再編統合を行い、移行型地方独立行政法人として非課税措置の適用を受けています。

つきましては、地域医療再生基金を活用して新たな民間病院との再編統合を進めるにあたって、次の観点から非課税措置を要望いたします。

- ① 移行型地方独立行政法人は地方独立行政法人法第59条において業務の同一性が定義され、また、法人が行う業務についても同法第21条で限定列举されており、新たな再編統合においても病院事業を行うものであること。
- ② 平成23年1月13日付桑税第475号「非課税地方独立行政法人の取扱いについて（回答）」において、「業務の内容や規模がどの程度変化しているか」が課税判断の基準になっていますが、課税庁の具体的かつ客観的な数値基準が示されず、恣意的判断になっていること。
- ③ 民間病院の職員は退職し、医療法人は清算法人に移行し、結果、地方独立行政法人が病院を

開設し職員を雇用することとなります。そのため、今回の再編統合は、合併ではなく事業の拡充であり、課税関係は清算法人が継承するものであること。

④ 公益法人である日本赤十字、済生会、厚生連の病院事業は非課税であり、収益事業との区分がある中、公共法人である地方独立行政法人が行う病院事業への課税は妥当性に欠けること。

⑤ 公益法人への課税との均衡を図るため、地方独立行政法人全体について非課税となるよう地方税法の改正についての国へ働きかけること。

(3) 医療施設耐震化への財政措置について

本市では、現在、地域医療の再構築のため、地方独立行政法人桑名市民病院と医療法人山本総合病院の病院統合を進めています。

統合後、新病院におきましては、一般病床400床程度を配置し、二次医療機関としての役割を担える急性期医療、高度医療に対応できる地域中核病院として、総合的な地域医療の充実に努めてまいります。

なお、新病院の整備スケジュールにつきましては、平成24年度に基本設計・実施設計を行い、平成25年度から新病院整備を実施する予定となっています。

つきましては、病院等の医療施設耐震化について、国への財政措置（平成21年度、平成22年度に医療施設耐震化臨時特例交付金）の働きかけを強く要望いたします。

(4) 桑名市が設置する「桑名市在宅医療及びケア研究会」に係る経費の負担について

平成23年2月17日付け健福第11-825号で三重県健康福祉部長から県内各市町健康福祉関係課長宛に通知がありました「在宅医療連携拠点事業に係る計画書の提出について（通知）」につきましては、多職種連携の課題に対する解決策の抽出や在宅医療従事者の負担軽減の支援などが対象事業となっています。

しかしながら、在宅医療連携拠点が必須で行わなければならない対象事業の各要件を全て満たすことが条件となっており、また、事業内容が医療機関等への委託費に限定されております。

現在、本市では、医療、福祉、介護関係者等の出席の下、顔の見える関係の構築、情報の共有化、知識・スキルの向上を目的として、「桑名市在宅医療及びケア研究会」の立ち上げの準備を進めているところであります。研究会への参加者は、医師、看護師、メディカルソーシャルワーカー、ケアマネジャー、ヘルパー、歯科医師、薬剤師、行政職員等を予定しており、各職種の取り組み状況の報告や事例検討などを行い、情報の共有化に取り組んでまいります。

今回の国の在宅医療連携拠点事業実施手順書に掲載されています、4の1多職種連携の課題に対する解決策の抽出における『医療福祉従事者の「顔の見える関係」の構築』、『現場の医療福祉従事者の交流の機会を確保』、『情報が職種や機関を超えて共有されることが求められている』の目的や対象内容の要件を満たすことで、今後、市の種々多様な事業の推進を図ってまいります。

つきましては、要件の緩和、あるいは、医療、福祉、介護等関係者の研究会に限定した新たな補助事業創設のために国への働きかけをお願いいたしたく要望いたします。

(5) 障害児保育補助金について

本市には、公立保育所が9箇所、私立保育園が17箇所あります。最近の保育の傾向は、集団の中で話が聞けない、大人となら関われるが同年齢の子どもとの関わりが困難、運動が不器用、こだわ

りが強いなどの軽度発達障害及びグレーゾーンの子どもたちが増加しています。

障害児とグレーゾーンの子どもたちの混在率は年々増え続けており、特に公立保育所におきましては、今年度9.5%の子どもが支援対象となっており、年齢にあった保育内容の展開が非常に難しい現状にあります。

また、平成23年度の障害児は、公立私立合わせて47名となっており、私立保育園に対しては、市から障害児保育担当保育士の加配（中程度の障害児3人に対して1人）人件費分として1,701,000円の助成を行っているところであります。

そのため、平成20年3月に障害児保育対策事業費補助金が終了してからは、私立保育園に対する人件費補助金と公立保育所の障害児加配が、市の保育所運営にとって極めて重い負担となっております。

つきましては、障害児保育の維持、推進のため障害児数に応じた補助を要望いたします。

(6) 乳幼児医療費の補助対象年齢の拡大と県内統一の現物給付方式の導入について

乳幼児をはじめ子ども医療費の助成は、子育て家庭の経済的支援のみならず、育児への心理的支援として大きな役割を担っており、昨今の厳しい雇用情勢と相まって、その役割は益々大きなものとなっています。

現在、子どもを抱える世帯では、外来等の医療費が大きな負担となっており、医療費の無料化はもとより、現物給付化に対する期待は、確実に高まりつつあります。

本市では現在、小学校就学前までの乳幼児に医療費助成を行っていますが、就学以降も安心して医療機関にかかることが出来る環境を整えるため、安心して子どもを生み育てる子育て環境整備を重要施策と位置づけ、平成23年10月からは市単独事業として、入院について中学校卒業までとする助成の拡大を進めています。

しかしながら、現行の償還払い方式は、申請手続き及び事務処理等が煩雑であり、対象年齢を拡大する際の大きな妨げとなっています。県内では、すべての市町が償還払い方式を実施しており、国民健康保険団体連合会と社会保険診療報酬支払基金にとっても、本市分だけの窓口無料化をすることは、システム等の構築上、非常に効率性が悪く、県内統一で実施することが県民、市民サービスの向上を図るうえで重要な施策であると考えています。

つきましては、次の項目について要望いたします。

- ① 医療費負担の軽減による子育て環境の向上を図るため、乳幼児医療費に対する補助対象年齢の拡大を実施すること。
- ② 県内で統一された福祉医療費助成の現物給付方式（窓口無料化）の導入を図ること。
- ③ 福祉医療費の助成（現物給付化）に伴い国民健康保険の国庫負担金を減額調整することは、国民健康保険財政の運営上、大きな影響を与えますので、現物給付方式導入にあたっては、補填措置を行うこと。

4. 教育施策の充実について

要望所管先:教育委員会事務局

(1) 教職員組織の充実について

本市においては、今後10年間で約200人の教職員が退職する見込みです。他市町からの転入者が少ない本市では、退職者・市外転出者の補充については、新採者・期付講師の配置で対応している現状です。

しかしながら、新採者の多くは、数年後、出身他市町へ転出します。この状況は、年度末の人事異動、各校の校内体制を整えるに当たっての大きな課題となっており、今後の正規教員率の向上のためにも地域の実情に応じた新採者の配置が必要となっています。

また、情緒障害児短期治療施設に入所してくる児童生徒の教育の対応のための悠分校への加配教員や多度青葉小学校への学校再編後のための加配教員の配置も引き続きお願いいたします。

特に、悠分校に関しましては、教員の重い負担を軽減するためにも、事務職員（未配置）の配置を強く要望します。

上記の課題以外にも、保護者や地域社会から信頼される学校にしていくには、何よりも「教職員組織の充実」が強く求められ教師一人ひとりが「教育力」を強化し、各自がもっている資質・能力を結集し、学校として組織的に対処していくことが更に必要となっております。

つきましては、以上の観点から、次の項目について要望いたします。

- ① 地域の実情に応じた新採者の配置等による正規教員率の向上（中学校期付講師率14.4%、小学校期付講師率10.7%を各5%以内に）
- ② 学校再編、情緒障害児短期治療施設入所児童生徒の教育のための加配教員の配置
- ③ 悠分校への事務職員の配置
- ④ 各学校の実態に応じて多目的に活用できる「その他定数加配」の増員
- ⑤ 生徒指導担当教員、少人数指導教員、児童・生徒支援教員、外国人児童生徒担当教員など基幹教職員の国費・県費での配置

(2) 文化財の保護・保存・継承等への支援について

本市では桑名市総合計画（平成19年度から平成28年度まで）において、市の将来像を「水と緑と歴史が育む豊かな快適交流文化都市」とし、市の歴史的遺産を活かした「まちづくり」を進めています。なかでも、貴重な文化財を後世に伝えるために適切な保護・保存に努めるとともに、歴史と文化を創出する交流の場としても活用を図りたいと考えております。

つきましては、次の項目の文化財の保護・保存について、継続的な支援を要望いたします。

- ① 諸戸家住宅 建造物6棟（財団法人諸戸会 国指定重要文化財）の保存修理
- ② 諸戸氏庭園（財団法人諸戸会 国指定名勝）の整備
- ③ 旧諸戸氏庭園（桑名市 国指定名勝）土堀修繕
- ④ 多度のイスナシ自生地 周辺環境調査
- ⑤ 桑名石取祭の祭車行事 祭車修復及び祭事の保存・伝承

(3) 学校の防災拠点化への支援について

東日本大震災において避難所としての学校施設が多いに活用されたところでありますが、今まで施設建設や改修が日常の学校としての機能を考慮したものであり、今回の震災で防災拠点としての役割がクローズアップされてきました。

本市においては屋内運動場の耐震化工事を平成22年度をもって終えましたが、大部分は構造部材の耐震化であり、二次的なガラスの飛散や照明等の落下防止対策等の非構造部材には及んでいない状況であります。屋内運動場は地域の避難所となることから、国においても避難所としての機能を充実させ、学校を防災拠点化とする方針を固めたとの報道がありました。

つきましては、国における補助制度は比較的大規模工事を想定した採択基準が設けられるため、県においてはそれを補完する制度の拡充を要望いたします。

(4) 「持続可能な人権教育のための調査研究事業」の継続について

本市においては、小・中学校における人権・同和教育の推進や、小学校・中学校・高等学校・教育集会所・地域などが連携し、地域の課題解決解消のための推進体制づくりに努めてきました。

その中で、昨年度から、県の人権主事の配置にかわり県の新事業「持続可能な人権教育のための調査研究事業」が実施されることになりました。本市も平成22年度から、関係市町と協働し、この事業を活用して人権・同和教育の推進体制を再構築しようとしています。特に、「教職員資質向上のための研修会」「児童生徒人権意識調査」等は、北勢地域全体の人権感覚あふれる学校・地域づくりをめざすものであり、ようやく、8市町の交流もはじまったばかりです。しかし、この事業は期間が2年間と聞いております。

つきましては、持続可能な基盤づくりのためにも、事業期間の延長を要望いたします。

5. 産業振興施策の充実について

要望所管先:農水商工部、観光局

(1) 多度力尾地区への企業誘致の推進について

リーマンショック以降の景気悪化により、企業の新規工場立地の需要は減っておりますが、本市多度地区においては、工場用地の整備がなされ、富士通やNTNといった企業が進出しています。

多度力尾地区においては、RDF発電施設を核とした地域振興と産業拠点を目指し、施行面積73.6ha、分譲予定面積37.2haの工業用地として販売を開始しており、今後、本格的に企業誘致を推進する必要があります。

北勢地域における企業立地需要がある中、工業用地が整備されることは、新規企業立地に伴う地域雇用の創出、地場産業との連携、地方税の増収といった効果を見込むことができ、本市としても施策上、重要な事業であると判断し、鋭意進めています。

つきましては、現在、桑員地域の2市2町が進めています「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づく基本計画策定においては引き続きご指導、ご支援をお願いするとともに、「ワンストップサービス」の推進による積極的な関与・補助と立地奨励制度の拡充について、次の項目を要望いたします。

- ① 企業誘致活動における用地セールス事業への積極的な関与及び補助等
- ② 企業立地促進法に基づく基本計画策定に向けての積極的支援
- ③ 企業誘致活動のため、県の定める立地奨励制度の拡充

(2) 広域観光の推進・PRについて

三重県の北の玄関口である本市は、鉄道や道路など広域交通の結節点として、広域的な誘客の可能性を有し、県下でも有数の観光入込客数を誇っています。

今年は、NHK大河ドラマで、三重県にゆかりのある「江姫」が取り上げられ、また、平成25年には、伊勢神宮で式年遷宮が行われるなど、三重県をPRするチャンスであります。

本市は、「江姫」の娘、「千姫」が嫁いで1年余り過ごしたところであり、揖斐川河口には、「伊勢の国一の鳥居」がどっしりと構えています。また、北伊勢大神宮とも称される「多度大社」は、伊勢参りの折に参拝され、伊勢神宮とは深い関係があります。

県では、6月補正で誘客戦略推進事業費を計上され、市町と協力をした観光PR事業等の推進を検討されております。

つきましては、本市といたしましても、絶好のPRチャンスであると考えており、県が主体となって市町と協力し、広域観光の推進とPRに取り組んでいただくよう要望いたします。

- ① 平成25年の式年遷宮に併せて、県北部から順に繋いでいくおかげ参りツアーの企画・実施等

(3) ハマグリの密漁対策について

木曾三川河口部の共同漁業権内におけるハマグリ密漁が漁業者の生活を脅かすような状況の中、市広報での啓発や現場において啓発ビラを配布するなど、保安庁と協力しての啓発及び取締を行ってまいりましたが、悪質な密漁者を撃退するまでには至っておりません。

島根県では、宍道湖のシジミ漁において、従来の漁業法違反（漁業権の侵害）に基づく罰金が最

高20万円では「罰金が軽いから密漁が絶えない。」との漁業関係者の声が強まって、罰金を最高200万円に引き上げたと聞いております。

つきましては、県におかれましてもハマグリ等の密漁に対する罰則の強化及び県広報等による啓発の強化を要望いたします。

(4) 木曾川におけるシジミ漁業調整について

木曾川におけるシジミ漁業について、三重県、愛知県それぞれから、それぞれの漁業者に対して許可が出ておりますが、それぞれの操業規定に相当な違いがあります。例えば、漁獲量は、三重県が週720kgで愛知県は規制なし、操業日数は、三重県が週4日以内で愛知県が週6日以内、操業時間は、三重県が日の出から12時までで愛知県は規定なしです。

木曾川という同じ漁場において県境があるからと、別々の条件で操業を行うのは資源管理の面において不都合であると考えます。

つきましては、資源管理という共通の基盤整備のため、シジミ漁業について操業規定の調整を要望いたします。

6. 幹線道路網の整備について

要望所管先: 県土整備部

(1) 都市計画道路桑部播磨線の整備について

本線は、市西南部の丘陵地帯から朝日町を結ぶ広域幹線道路であり、新名神高速道路・みえ朝日インターへのアクセス道路として重要な役割を担うものであります。本市の南北軸として、また、朝日町や四日市臨海地域への最短路線として自動車交通の広域的分散に貢献し、道路混雑の緩和や産業振興、教育、医療面等、人の交流機能をも兼ね備えた重要路線です。

終点側の県道桑名東員線から国道421号までは、供用開始をしておりますが、残る未整備区間である国道421号から県道桑名大安線までにつきましては、県事業として着手されています。

つきましては、国道421号から県道桑名大安線までの区間の早期完成と、員弁川河川改修事業に併せた桑部橋架け替えを含め、員弁川桑部橋南詰までの早期着手を併せて要望いたします。

(2) 伊勢大橋架替事業の促進について

国道1号（伊勢大橋）は基幹道路であり、本市の中心市街地と長島町を結ぶ生活道路としても重要な道路であります。しかし、中堤や両側の交差道路に対して、右折レーンがなく渋滞の大きな要因になっていることや、歩道が狭く歩行者や自転車の安全が脅かされています。さらには、洪水を安全に流下させる観点から著しく治水上の支障となっています。

つきましては、交通渋滞の緩和と安全確保、交通の円滑化、さらには高潮・洪水対策として、伊勢大橋の架け替えは、緊急課題であり早期着手に向けた支援を要望いたします。

(3) 道路ネットワークの整備について

管内県道の整備促進を要望いたします。

7. 地域整備の促進について

要望所管先: 県土整備部

(1) 河川事業等の整備促進について

① 員弁川の改修について

員弁川は改修工事を進めて頂いておりますが、近年の局地的な集中豪雨や台風による堤防決壊等
水害を引き続き未然に防ぐ必要があります。

つきましては、川幅が非常に狭い桑部橋前後の河川改修の早期完成及び河口部の浚渫・伐採等を
要望いたします。

② 流石川・三砂川の改修について

流石川、三砂川沿線地域は、流下能力が不足し、浸水の危険にさらされております。

つきましては、深谷水門の完了、三砂樋管改修に応じた河川改修を要望いたします。

③ 赤沢川の改修について

赤沢川は、多度川との合流点で水位が上昇すると赤沢川の水位が上昇し、住宅浸水を招く恐れが
あります。

つきましては、ゲートポンプの設置を要望いたします。

(2) 北勢流域下水道施設（浄化センター等）の耐震化について

下水道事業は、電気事業、水道事業、ガス事業のライフラインと並び市民生活にとって不可欠で
あり、万一の災害発生時においても、平常時と同様に利用できるよう施設整備を行うことが重要で
す。

東日本大震災では、岩手、宮城、福島各県の太平洋沿岸部で下水道施設が甚大な影響を受け、
下水の処理が不能となり住民が使用できない状態や、使用制限を受けるなど、日常生活に大きな支
障をきたしたと聞いております。

つきましては、県内の流域下水道施設（浄化センター等）において、早急に大規模災害への対策
及び各市町における下水道施設への技術的支援と総合的な災害対策についての指導を要望いたし
ます。

8. 公共交通対策について

要望所管先:政策部

(1) 北勢線活性化事業について

桑名・員弁地域住民の重要な交通手段として利用されている三岐鉄道北勢線は、近畿日本鉄道㈱から三岐鉄道㈱へ事業譲渡され、沿線2市1町の支援のもとで8年が経過いたしました。

利用状況につきましては、利便性・快適性の向上を図るため、鉄道軌道近代化設備整備事業及び幹線鉄道等活性化事業として、国・県から補助を頂いて設備等のリニューアルを実施したことや事業譲渡後に取り組んでおりますパークアンドライドやイベント開催によるPR等の利用促進策の実施により、平成22年度利用者実績は227万人となり、平成15年度比で10.2%の増加、営業収入は355,166千円で25.5%の増加、営業費用における人件費は302,952千円で31.0%の削減、減価償却費を除いた経常損失は247,327千円で53.6%の減少となったものの、経営については依然として厳しい状況にありますので、引き続いて利用者の増加に向けた事業を推進することが重要であります。

そうした中で、三岐鉄道㈱から平成25年度以降の支援について継続要請を受けたことから、複数市町にまたがる鉄道網の存続に向けた支援のあり方について、県並びに三岐鉄道㈱及び沿線市町で協議を進める必要があると考えております。

つきましては、平成24年度以降の三重県予算編成にあたっては、行政相互の連携を円滑に進めるとともに、市町の実情に応じて適切な支援・補完を行うことにより、地域課題の解決を図るべく、次の点について、十分御配慮いただきますよう、要望いたします。

- ① 行政区域を跨る広域交通の運行により生じる経常損失に対する欠損補助制度の創設
- ② 沿線市町が実施する利用促進策に対する補助制度の創設
- ③ 県職員の通勤及び沿線に所在する県立高等学校（桑名高等学校、桑名工業高等学校、桑名西高等学校、いなべ総合学園高等学校）生徒の通学における利用促進

(2) 養老線活性化事業について

桑名駅から岐阜県揖斐駅までの3市4町を結ぶ養老鉄道養老線（沿線距離57.5km）は、平成19年10月1日から養老鉄道㈱と近畿日本鉄道㈱により、上下分離方式で運行を継続しており、沿線市町にとって重要な生活路線としての役割を果たしておりますが、その経営は大変厳しい状況にあります。

利用状況につきましては、昭和41年度に約1,684万人あった利用者が、平成16年度は約711万人、平成22年度には約642万人と減少傾向で推移しており、今後も一層の輸送人員の減少が予想されます。

そうした中で、平成23年度以降についても、平成25年度までの3年間、支援額の限度額3億円を維持することで養老鉄道㈱と近畿日本鉄道㈱及び沿線市町の間で合意が整いました。

養老線の廃線は、公衆の利便を著しく阻害するだけでなく、地域活力にも大きな影響を及ぼすことから、沿線市町では、養老線の経営安定化のための財政支援を行うとともに、活性化に向けた方策についても協議を進めています。

しかし、厳しい財政事情の中では、沿線市町における支援にも限界があり、将来にわたる経営の安定を図るためには、県の支援措置が不可欠であります。

つきましては、平成24年度以降の三重県予算編成にあたっては、近隣県との連携のあり方についても検討し、より良いサービスを提供すべく、次の項目について、十分御配慮いただきますよう、要望いたします。

- ① 運行により生じる経常損失に対する欠損補助制度の創設
- ② 沿線市町が支援を行う路線については、大手民鉄に対しても設備投資や維持修繕費に関する費用が補助の対象となるよう制度の拡充
- ③ 沿線市町が実施する利用促進策に対する補助制度の創設
- ④ 県職員の通勤及び沿線に所在する県立高等学校(桑名北高等学校)生徒の通学における利用促進

(3) 市町村自主運行バス補助事業の継続について

バスなどの公共交通機関は、高齢者や学生など運転免許を持たない方々にとって必要な移動手段であるだけでなく、マイカー利用と比較して温室効果ガスの排出量が少ないなど環境に優しい移動手段であることから、県では地域住民の生活交通を確保するうえで必要な地方バス路線の運行の維持等を図るための助成措置を講じられておりますが、県のバス事業補助予算は、マイナスシーリングで毎年削減されております。

本市のコミュニティバスにつきましては、人や環境にやさしく市民の日常生活を支える公共交通機関として、また、市内の気軽な交通手段としての利便性を確保するため、現在7つのルートと廃止代替バス日の出橋線を民間委託により運行しておりますが、平成22年度の7ルート利用者実績は、171千人となり、平成21年度比2.5%減と若干減少していることから、継続的に運行ダイヤや停留所の適正化を図る必要があります。【日の出橋線：～H22.9まで36千人（対前年比▲8.6%）】

そうした中で、鉄道や民間バスの基幹路線に乗り継ぐ利便性や高齢化地域の買い物弱者支援など地域の実情に即した路線や運行形態等を総合的な観点から検証して、コミュニティバスの再編を進めて参りますが、厳しい財政事情の中では、今後も県の助成措置が不可欠であります。

つきましては、平成24年度以降の三重県予算編成にあたっては、三重県バス運行対策費補助金の予算確保について、十分御配慮いただきますよう、要望いたします。

9. 人権施策の充実について

要望所管先: 県土整備部

(1) 住宅新築資金等貸付事業に係る特定助成事業費等の継続について

住宅新築資金等貸付事業につきましては、現在、償還業務が主な業務となっておりますが、現下のいまだ厳しい社会経済状況のなかで、不況の影響による就労の不安定化や高齢化等もあり個人所得の収入が減少し、生活困窮を訴える者が増加しております。

こうした状況の中、長期滞納者の増大等、貸付事業に係る償還金の収納が一段と困難な状況であり、市財政を圧迫する要因となっております。

つきましては、償還推進助成制度における補助金の継続を要望いたします。